

質問内容	回答
様式5「個人情報取扱安全管理基準適合申出書」の「3 従業者の指定、教育及び監督」に「(1) 当該業務に従事する従業員を「従業員名簿」にてご提出ください。」とありますが、勤務が決まった職員から順次名簿に追加してご提出するという認識でよろしいでしょうか？	本申出書において各種資料のご提出をお願いしておりますが、送付時点で提出できない資料につきましては、今後追加提出をお願いする場合や、実地の監査、調査等の際に当該書類の内容を確認させていただく場合がございます。現時点でご用意可能な範囲での提出をお願いいたします。
研修実施報告や、入退室記録、個人情報を黒塗りにした各種記録などの提出についてはお出し出来ないものもございます。その場合、どのような対応が必要でしょうか？	